

基準 3 2 排煙設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 用語の意義

- (1) 排煙設備とは、排煙機、排煙風道及び付属設備をいい、換気設備又は排煙に利用できる空気調和設備（調和機を除く。）を兼ねているものを含むものとする。
- (2) 風道とは、排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するもので、排煙機又は給気機に接続されているものをいう。
- (3) 防煙壁とは、間仕切壁、天井面から50cm（政令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあつては、80cm）以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたものをいう。
- (4) 防煙区画とは、防煙壁によって床面積500㎡（政令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあつては、300㎡）以下に区画された部分をいう。
- (5) 給気口とは、消火活動拠点又は駐車場の防煙区画の開口部で、排煙時に当該防煙区域への空気流入に供される開口部をいう。
- (6) 排煙口とは、防煙区域内における排煙風道に設ける煙の吸入口及び直接外気への排出口をいう。
- (7) 排煙出口とは、排煙風道に設ける屋外への煙の排出口をいう。
- (8) 付属設備とは、非常電源、排煙切替ダンパー、空気流入口に設ける垂れ壁（可動式のものを含む。）その他の排煙のために設けられるすべての機器をいう。
- (9) 消火活動拠点とは、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画をいう。

2 建築基準法に基づき設置される排煙設備との関連等

- (1) 建築基準法上排煙設備が設置された場合には、当該排煙設備は、法に基づく排煙設備であるものとして運用するが、建築基準法上の規定で免除される構造、面積、内装等をして、法上の排煙設備については設置が免除されないため留意すること。
- (2) 建築基準法では、排煙機又は給気機と接続していない直接外気に接続する風道も認められているが、法では、消火活動上必要な風量を確実に担保するため、風道は、排煙機又は給気機に接続されている必要があるものであること。
- (3) 法では、風道にダンパーを設ける場合、排煙設備の機能を確保するため、次の要件があるため留意すること。
 - ア 火災により、著しく風道内温度が上昇したとき以外には閉鎖しないこと。自動閉鎖装置は280℃以上の温度で作動するものとする。
 - イ 消防活動拠点については、自動閉鎖装置付ダンパーは設けないこと。
- (4) 法では、消防用設備等として、次の措置を講じなければならないため留意すること。
 - ア 排煙機及び給気機は、火災等による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。
 - イ 風道、排煙機、給気機及び非常電源に耐震措置を講じること。

3 設置方法

排煙設備は、政令第28条第2項第1号の規定によるほか、次により指導すること。

- (1) 防煙区画は、できる限り単純な形状とし、2以上の階にわたらないこと。
- (2) 防煙壁は、耐火構造又は不燃材料（アルミニウム、ガラス（線入り、網入りガラスを除く。）等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）によるものとする。

- (3) 可動式の防煙壁を設置する場合は、次によること。
 - ア 防煙壁は、材質・構造等が火災時に有効かつ確実に作動しなければならないこと。
 - イ 防煙壁の作動後、床面から1.8m以上の空間を確保し、避難上支障のないものとする。
 - ウ 排煙機の起動及び感知器の作動と連動して作動すること。
- (4) 防火・防煙シャッターにより防煙区画を形成する場合は、当該シャッターに隣接した防煙区画に設けるそれぞれの手動起動装置と連動して閉鎖すること。
- (5) 排煙出口は、次によること。
 - ア 排出された煙が避難上又は消火上支障とならない位置とすること。
 - イ 排出された煙が給気風道の給気口から流入しない位置とすること。

4 非常電源、配線等は基準37によること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによる。

- 1 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床又は壁で区画され、かつ、開口部には自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸を設けた部分で、次の各号に該当するものは、排煙設備を設置しないことができる。
 - (1) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、区画された部分の床面積が50㎡（スプリンクラー設備が令第12条の規定に基づき設置されている場合は、100㎡）以下のもの。ただし、室と廊下、ホール等をつなぐ前室的空間は15㎡以下のものに限る。
 - (2) 機械換気設備の機械室、冷凍機械室、エレベーター機械室、その他これらに類する場所で、床面積が100㎡以下のもの。
 - (3) 非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで、床面積が50㎡以下のもの。
 - (4) 基準37の規定の例による非常電源を附置した換気設備を設けた発電機室、変電室その他これらに類する場所。
- 2 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床又は壁で区画され、かつ、開口部には特定防火設備である防火戸を設けた冷蔵室、冷凍室、金庫室その他これらに類する場所には排煙設備を設置しないことができる。
- 3 不燃材料の床又は壁で区画され、かつ、開口部には不燃材料の扉を設けた冷蔵室又は冷凍室その他これらに類する場所で、床面積が50㎡以下のものには、排煙設備を設置しないことができる。
- 4 浴室、便所、風除室、受水槽室その他これらに類する場所には、排煙設備を設置しないことができる。
- 5 階段の部分、昇降機の昇降路の部分、パイプダクトその他これらに類する部分には、排煙設備を設置しないことができる。